

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施……………
- …………… (生活文化スポーツ局計量検定所検査課) ……
- 開発行為に関する工事完了……………
- …………… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- …………… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二一
件)…………… (同) ……

告示

● 東京都告示第八百四十三号
計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年
通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、
特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとお
り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二
項の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

東京都計量検定所長 戸澤 五

一 検査地域 狛江市

二 検査対象

非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和五年八月二十一日から同月二十八日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

- (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会の名称

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年七月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

青梅市梅郷五丁目千三十七番 青梅市野上町三丁目八番地

の四

丸和産業株式会社
代表取締役 塩野 仁史

国立市泉五丁目七番五
番地の一
佐伯 和美

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一) 氏名 (団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二) 住所 (団体にあつては所在地) (三) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年七月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するよう提出してください。

令和五年七月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称) オーケー東雲店

二 店舗所在地 江東区東雲二丁目十一番地四ほか

三 設置者名 オーケー店舗保有株式会社

四 設置者住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

五 小売業を行う者の
氏名又は名称 オーケー株式会社

<p>十九 縦覧期間 令和五年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十七 届出日 令和五年六月三十日</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗西側</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時三十分まで</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 八・七三立方メートル</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 七十三平方メートル</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百台</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百十九台</p> <p>七 店舗面積の合計 千五百六十一平方メートル</p> <p>六 新設をする日 令和六年三月一日</p>
<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストア</p> <p>六 変更後の店舗名 AIP25豊洲ビル</p> <p>五 変更前の店舗名 ロジエクト</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>二 店舗所在地 江東区東雲一丁目十一番地二十六</p> <p>一 店舗名 AIP25豊洲ビル</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>令和五年七月二十一日</p>	<p>労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p>	<p>その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年七月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>令和五年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>令和五年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十二 変更日 令和五年六月一日ほか</p> <p>十三 届出日 令和五年六月十五日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和五年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか一名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストア</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 土金 信彦(株式会社東武ストア)</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 木村 吉延(株式会社東武ストア)</p>

にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年七月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年七月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名

HANEDA INNОВАTI
ON CITY

二 店舗所在地

大田区羽田空港一丁目十番地二
ほか

三 設置者名

羽田みらい特定目的会社

四 設置者住所

中央区日本橋兜町五番一号

五 変更前の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

六 変更後の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

七 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

八 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

九 変更日

令和五年八月一日

十 届出日

令和五年七月四日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

令和五年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京

十三 縦覧時間

都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

